

# 見直し方針の概要(2) (別紙)融資等業務の見直し方針

独法が行う融資等業務については、規模の縮減を図り効率的な資金配分等を実現するため、政策金融改革の趣旨を踏まえた見直しを実施。ただし、独法が行う融資等業務は、①特定の関係者間で融資等が行われるもの、②公益性があり民間と基本的に競合しないもの、③それ以外のものがあり、③に該当するものでも他の政策手段と一体的に実施されるものなど様々であることも踏まえ、以下のような観点から個別に検討。

## 共通的な見直しの視点

### ①国として行う政策の必要性の検討

国の政策の重点との関係、業務の実績の推移、民間金融機関による業務実施の可能性などを精査し、当該業務そのものを引き続き実施する必要があるか検討。

### ②政策目的達成のための金融的手法の必要性の検討

政策目的達成手段として現行の金融的手法が適当か検討。

### ③当該独立行政法人で行う必要性の検討

類似の融資等業務を実施している機関との役割分担や当該法人の他の業務との関連を明確化し、当該業務を当該法人で実施する必要性や当該法人の業務範囲の見直しについて検討。

特に、民間との競合の可能性があるものについては、業務実施の効率化や重複排除の観点から、融資等業務を専門に行う機関との関係の在り方について検討。

## 融資等業務の類型ごとの見直しの視点

### (1) 出資業務

出資という手法の妥当性について検討するとともに、政策目的との関連性、運営状況の適切性、出資からのリターンの実現可能性等も踏まえ、見直しを検討

### (2) 直接融資(貸付)業務

直接融資から部分債務保証・間接融資等への切替えの可能性等を検討

### (3) 債務保証等業務

保証割合等の引下げ、保証料等の適正化を検討するとともに、審査の厳格化や回収率の向上など業務収支の改善に関する見直しを検討

### (4) 利子補給業務

利子補給の対象及び要件の妥当性等を点検し、見直しを検討